

## 熊本市工事技術検査基準

制定 令和2年3月27日総務局長決裁

### (目的)

第1条 本技術基準は、「熊本市工事技術検査要領」(令和2年3月27日制定。以下「技術検査要領」という。)の技術的な事項を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

### (技術検査の内容)

第2条 技術検査は、当該工事を対象として、実地において行うものとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握するものとする。

### (中間技術検査)

第3条 中間技術検査の実施は、当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。

- 2 実施回数は、原則1回実施するものとし、その工事の重要度等に応じて実施頻度を増加できるものとする。なお、工事の部分完成検査又は出来高検査を兼ねることができるものとする。
- 3 実施時期は、検査員及び監督員が、工事の実施状況、出来形、品質及び出来映えの技術的な評価を適切に実施できる施工段階を選定するものとする。
- 4 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査、部分完成検査及び出来高検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、請負者の管理状況等から再度の技術的な確認が必要な場合はこの限りではない。
- 5 中間技術検査の評価は、完成技術検査の評価に反映させるものとする。
- 6 中間技術検査の対象工事は特記仕様書で指定するものとする。
- 7 監督員は、受注者に対して、中間技術検査を実施する旨及び検査員、検査日等必要な事項を事前に通知するものとする。

### (工事実施状況の技術検査)

第4条 工事実施状況の技術検査は、工事の施工状況、施工体制等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

### (出来形の技術検査)

第5条 出来形の技術検査は、出来形の精度及び出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

### (品質の技術検査)

第6条 品質の技術検査は、品質及び品質管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来ばえの技術検査)

第7条 出来ばえの技術検査は、土木工事の場合は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について、営繕工事の場合は、仕上がり状態、納まり、形状、配置及び関連工事との調和等について、技術的な評価を行う。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。